

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月18日

契約担当官

北海道開発局釧路開発建設部長 桑島 隆一

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 91101 平成30年度 第1回鉄くず外売払（鉄くず（HS）外5件）
- (2) 売払物件の名称及び数量 別添公示用設計書のとおり。
- (3) 売払物件の概要 別添公示用設計書のとおり。
- (4) 売払物件の所在地 別添公示用設計書のとおり。
- (5) 売払物件の現況確認

ア 現況確認期間 現況確認期間は次のとおり（日曜日、土曜日を除く。）
平成30年5月18日（金）から平成30年5月31日（木）まで。

※ 現況確認については、任意とする。

※ 現況確認をする場合は、必ず事前に下記イの問合せ先に連絡し、日時の確認を受けること。

イ 現況確認の問合せ先

釧路開発建設部 経理課管財・物品スタッフ 電話 0154-24-7109

釧路河川事務所 総務課 電話 0154-21-5500

釧路道路事務所 総務課 電話 0154-41-8101

釧路港湾事務所 総務課 電話 0154-51-4381

※ 売払対象物件の実際の数量・状態等については、現況確認により直接現物を確認の上、判断すること。なお、現況確認をしない者については、仕様書等のすべての内容を了承したものとみなす。

- (6) 代金納入期限 納入告知書による指定期日
- (7) 引渡期限 所有権移転後 7日以内
- (8) 搬出期限 引渡後 14日以内
- (9) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「物品の買受け」において、「A」「B」又は「C」の等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること）。
 - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可。）
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可。）
 - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)に掲げる書類を提出した者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書等の受付期限の日から開札の時までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）又は北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問合せ先

〒085-8551

北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎6階

北海道開発局 釧路開発建設部 契約課 需品スタッフ

電話 0154-24-7129

FAX 0154-24-6815

- (2) 入札説明書等の閲覧又は貸出期間、場所及び方法

ア 期間 平成30年5月18日（金）から平成30年5月31日（木）までの日曜日及び土曜日を除く毎日の9時から17時まで。

ただし、5月31日にあつては、15時まで。

イ 場所 上記3(1)に同じ。

ウ 方法 閲覧又は貸出しによる。

貸出しは、4時間以内とする。

ただし、上記場所での閲覧又は貸出しを受けることが困難な場合は、郵送等（郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）

をいう。以下同じ。)による交付を行うので、事前に「入札説明書等交付依頼書」(別紙)に必要事項を記載の上、FAXで送信した後、入札説明書等を記録するためのCD-R及び返信用封筒(表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金(100gまでは、450円。それを超える場合は適当な料金とする。)に相当する切手を貼った角形2号封筒とする。)を同封し、下記に郵送(簡易書留に限る。)又は託送(簡易書留と同等のものに限る。)により申し込むこと。申込受付後、交付する。

(ア) 申込期間 平成30年5月18日(金)から平成30年5月31日(木)までの日曜日及び土曜日を除く、毎日9時から17時まで。

ただし、5月31日にあつては、15時まで。

(イ) 申込先 上記3(1)に同じ。

(3) 申請書等の提出方法

ア 受付期間 平成30年5月18日(金)から平成30年5月31日(木)までの日曜日及び土曜日を除く、毎日9時から17時まで。

ただし、5月31日にあつては、15時まで。

イ 持参又は郵送等の場合の送付先 上記3(1)に同じ。

(4) 入札及び入札場所

ア 入札書の提出 持参により提出すること。

イ 入札の日時 平成30年6月14日(木)10時30分

ウ 入札の場所 〒085-8551

北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎6階

北海道開発局 釧路開発建設部 入札執行室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

(3) 入札の無効

ア 本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札及び入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

イ 入札説明書等の閲覧又は貸出しを受けなかった者、他者から取得した者、他の入札参加者へ渡した者、あるいは2者以上のために閲覧又は貸出しを受けた者がいる場合は、北海道開発局競争契約入札心得(平成24年3月28日付け北開局会第728号及び北開局工第250号)第6条第1項第11号に該当する入札として入札を原則無効とし、また、場合によっては同入札心得第5条に基づき入札を取りやめること、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。

ウ 入札説明書6(2)アの内訳書の提出のない入札書は、無効とすることがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 入札執行回数

原則として、当該入札の執行において、入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者についても、上記3(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、入札の時に、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 入札説明書等、北海道開発局競争契約入札心得を熟読すること。